

要綱第3号様式

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 愛知県稻沢市天池五反田町1番地	平成26年8月30日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 竹内 修一
--	--

主たる業種	コンビニエンスストア					細分類番号	5	8	9	1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで										
基本方針	平成22年度の1店当たりの温室効果ガス排出量に対し、平成25年度は温室効果ガス排出量を1店当たり3%以上削減する。										
計画を推進するための体制	2005年に取得したISO14001推進体制の基で、平成22年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。										
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率					
	事業活動に伴う排出の量	3,447.6 トン	3,395.2 トン	3,306.1 トン	3,460.9 トン	-1.8 パーセント					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	評価の対象となる排出の量	3,336.3 トン	3,395.2 トン	3,306.1 トン	3,460.9 トン	1.5 パーセント					
	実績に対する自己評価	東日本大震災に伴なう夏場の節電対策の効果もあり、大幅に排出量を削減することができた。									
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率				
店舗	事業活動に伴う排出の量 (総販売額・店舗面積) × 100	11.98	11.25	10.74	10.88	-8.54 パーセント					
	事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント					
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	電気使用量の削減に加えて、毎年店舗の改修による床面積の増加の効果が出ており、総排出量よりも削減率が高い									
	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考						
	0.0 パーセント	11.0 パーセント	11.0 パーセント	11.0 パーセント							
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	省エネ機器の導入と照明のLED化									
	(24)年度	省エネ機器の導入と照明のLED化									
	(25)年度	省エネ機器の導入と照明のLED化									
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	週1回の本部での会議時は、乗り合いでの通勤を実施。									
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	数値目標等について設定の予定はないが、継続して取り組みを行なう。									
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考						
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	グリーン電力証券等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン							
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	年2回のクリーンアップキャンペーンを通じ、地域の美化活動に貢献したり環境への取り組み意識の啓蒙を図った。										
特記事項	・店舗の新規開店により昨年報告書の店舗数から7店舗増加 新規店舗(7店) : 西小路天神川店、三条駅前店、三条新町店、吉祥院道登中町店、四条通梅津店、東洞院通松原店、横大路下三橋店										

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。